

# 空き家対策における更なる固定資産税情報の 活用に係るご提案について

68

国土交通省住宅局  
住宅総合整備課  
令和元年10月

重点番号20：未登記空家に係る不動産登記  
法上の表題部記載事項に相当する固定資産  
税情報の内部利用を可能とする見直し(国土  
交通省)

# 空き家対策における更なる固定資産税情報の活用について

## ○ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ・提案団体は、所有者に接触する前段階で空家の属性に関する情報を把握した上で、所有者との相談に臨み、助言・指導を適切に行うことが重要と考えている。
- ・特定空家等に移行する前段階から利活用の方策を検討することが重要

※提案内容の確認のため、提案団体である羽島市に訪問し、ヒアリングを実施

➡ 特定空家等に至らないように予防的観点で空家等対策を講じることの重要性やそのために初期の接触の段階で空家所有者の関心を引くことの必要性自体は理解。

➡ しかし、所有者の関心を引くために、本人の同意もなく、固定資産税情報上の正確なデータを必ず用いなければならないということではないのではないか。

## 1. 固定資産税情報の内部利用以外の方法で所有者の関心を引くことを試みている取組事例

所有者の関心を引くためにしたいこと	提案団体が必要と主張する情報	実際に他の市区町村で行われている具体的取組みの例と当該取組みを行っている市区町村の例(※)		提案団体が主張する情報の必要性について
空家等の状況認識とセットで空家等の適正管理を促したい	固定資産税課税情報のうち不動産登記の表題部情報	空家等への今後の対応を質問する際に、空家等の現況写真や周辺地図を同封	千葉県香取市	課税情報を使用せずとも(内部利用せずとも)、関心を引くことが可能ではないか。
		固定資産税納税通知書に空家等の適正管理の促進を図る案内を同封	山形県鶴岡市	
空家等を放置し続けるデメリットを伝えたい	固定資産税課税情報のうち課税地目、評価額、課税の特例に関する情報	近隣に迷惑をかければ損害賠償請求を受けられる可能性があることに言及	兵庫県姫路市	課税情報を使用せずとも関心を引くことが可能ではないか。

(※)空き家対策に関する実態調査 結果報告書(H31.1 総務省行政評価局)より

**【上記を踏まえた対応(案)】**市区町村において対策の初期段階で所有者の関心を引くために行っている取組事例について調査の上、周知することとしたい。

# 一時預かり事業

平成30年度予算 106.9億円 → 令和元年度予算111.2億円 (+4.4億円)

## 1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和元年度補助単価（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,600千円～10,223千円

### <事業類型>

#### (1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### (2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

#### (3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

#### (4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

#### (5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

## 2. 事業実績

### <実施か所数>



### <延べ利用児童数>



# 一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型Ⅰ	③ 幼稚園型Ⅱ	④ 余裕活用法	⑤ 居宅訪問型	⑥ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)					
対象児童	主として <b>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</b>	主として <b>幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児</b> で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	<b>3号認定を受けた2歳児</b>	主として <b>保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児</b>	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して <b>集団保育が著しく困難</b> であると認められる場合 ▼ <b>ひとり親家庭等</b> で、保護者が <b>一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合</b> ▼ <b>離島その他の地域</b> において、保護者が <b>一時的に就労等を行う場合</b>	乳幼児
71 実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	<b>幼稚園又は認定こども園</b>	幼稚園( <b>新制度園及び私学助成園</b> ) ※認定こども園は対象外	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 <b>利用児童数が定員に満たない場合</b>	<b>利用児童の居宅</b>	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
	設備基準					
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める <b>保育所の基準を遵守</b> 。				—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める <b>保育所の基準に準じて行う</b> 。
	職員配置					
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち <b>保育士等を1/2以上</b> 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とする事ができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。				<b>研修を修了した保育士、家庭的保育者</b> 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	<b>担当者</b> のうち、保育について経験豊富な <b>保育士を1名以上</b> 配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数(H29年度)	9,232か所	5,293か所	—	500か所	0か所	(※ 一般型の内数 )